

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	(介護予防)訪問看護	管理者	管理者は、指定(介護予防)訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定(介護予防)訪問看護ステーションの他の職務に従事することができるが、管理者としての従事時間が十分確保されていないので、兼務する看護職員の業務の従事時間を見直し、管理者としての従事時間を十分確保すること。	揖斐県事務所
2	(介護予防)訪問リハビリテーション	運営規程	運営規程に「通常の事業の実施地域」及び「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を定めること。	揖斐県事務所
3	(介護予防)訪問リハビリテーション	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。	揖斐県事務所
4	(介護予防)居宅療養管理指導	運営規程	運営規程に「通常の事業の実施地域」及び「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を定めること。	揖斐県事務所
5	(介護予防)短期入所生活介護	運営規程	平成27年8月1日の改正を最後に変更の届出がなされていないので、以降の改正について変更箇所を明らかにしたうえで変更届を提出するとともに、今後、運営規程に変更があったときは10日以内に届出を行うこと。	揖斐県事務所
6	(介護予防)短期入所生活介護	運営規程	運営規程に「緊急時等における対応方法」に関する事項を定めること。	揖斐県事務所
7	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	緊急短期入所であっても、入所にあたり、居宅サービス計画に沿った短期入所生活介護計画を作成のうえ、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。	揖斐県事務所
8	短期入所生活介護	報酬	緊急短期入所受入加算の算定において、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員により緊急にサービス提供が必要であったと判断されたことがわかる記録を残しておくとともに、緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めること。	揖斐県事務所
9	(介護予防)短期入所療養介護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について実態に合うように最新の情報に修正すること。	揖斐県事務所
10	(介護予防)短期入所療養介護	運営規程	運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について実態に合うように最新の情報に修正すること。	揖斐県事務所
11	(介護予防)短期入所療養介護	勤務体制の確保等	勤務表では医師が1名従事するとなっているが、実際は2名の医師が従事しているため、勤務表に2名の医師を記載し勤務体制を明確にすること。	揖斐県事務所
12	(介護予防)特定施設入居者生活介護	内容及び手続の説明及び契約の締結等	重要事項説明書の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について実態に合うように最新の情報に修正すること。	揖斐県事務所
13	(介護予防)特定施設入居者生活介護	運営規程	運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について実態に合うように最新の情報に修正すること。	揖斐県事務所
14	(介護予防)特定施設入居者生活介護	掲示等	事業所の窓口に掲示してある、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の情報が古いため、最新のものに改めること。	揖斐県事務所

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
15	(介護予防) 特定施設入居 者生活介護	勤務体制の確保等	職場におけるハラスメント防止のため、防止のための方針の明確化、相談対応窓口の従業者への周知など必要な措置を講じること。	揖斐県事務所
16	(介護予防) 特定施設入居 者生活介護	非常災害対策	土砂災害防止法に基づく避難確保計画を策定し、計画に基づく避難訓練を実施すること。	揖斐県事務所
17	(介護予防) 特定施設入居 者生活介護	報酬	介護職員処遇改善加算の算定に係る実績報告書が提出期限を過ぎて提出されていないため、県事務所への提出を速やかに行うこと。	揖斐県事務所
18	介護老人福祉 施設	運営規程	平成27年8月1日の改正を最後に変更の届出がなされていないので、以降の改正について変更箇所を明らかにしたうえで変更届を提出するとともに、今後、運営規程に変更があったときは10日以内に届出を行うこと。	揖斐県事務所
19	介護老人保健 施設	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について実態に合うように最新の情報に修正すること。	揖斐県事務所
20	介護老人保健 施設	施設サービス計画の 作成等	施設サービス計画の同意を得た日が施設サービス計画書を作成した日から1カ月以上経過している事案があったため、サービス提供前に計画の同意を得ること。	揖斐県事務所
21	介護老人保健 施設	運営規程	運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について実態に合うように最新の情報に修正すること。	揖斐県事務所
22	介護老人保健 施設	勤務体制の確保等	勤務表では医師が1名従事しているが、実際は2名の医師が従事しているため、勤務表に2名の医師を記載し勤務体制を明確にすること。	揖斐県事務所
23	介護老人保健 施設	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、当該計画に基づく訓練を実施すること。	揖斐県事務所